

業 務 仕 様 書

1 件名

令和8年度古民家等を活用したインバウンド誘客支援事業に係る
クラウドファンディング実施支援委託業務

2 発注者

愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会（以下「協議会」という。）

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4 事業の目的

協議会では、本県の一層の観光振興を図るとともに、消費効果の波及や空き家解消といった地域経済の活性化につなげるため、県内の古民家や空き家(以下「古民家等」という。)を活用した宿泊施設等の整備・開業など、インバウンドの誘客促進の取組を支援する「令和8年度古民家等を活用したインバウンド誘客支援事業」(以下「支援事業」という。)を実施している。

古民家等の改修には多額の費用を要し、支援事業の補助事業者(以下「事業者」という。)の負担は大きいことから、事業者に対し、クラウドファンディングの実施を支援することで資金調達を促進するとともに、開業前の事業の認知度向上や返礼品等を活用した顧客獲得を図り、支援事業の成功につなげるため、本業務を実施する。

5 業務の内容

下記（１）～（４）の業務の実施に当たり、対象となる事業者は6者、目標金額の総額は15,000,000円を想定している。

なお、（２）については後述のとおり、事業者以外の参加も想定している。

（１）クラウドファンディング実施に係る伴走支援

クラウドファンディングを実施する事業者の相談に応じ、目標金額や返礼品の設定、事業者のプロジェクトページの制作代行のほか、訴求力のあるPR方法の選定など、オンライン又は対面による終始一貫したサポートを実施すること。

（２）クラウドファンディング実施者向けセミナーの実施

クラウドファンディングを実施する事業者等を対象に、クラウドファンディングの概要・詳細の理解や、プロジェクト成功に向けたノウハウの習得につなげるため、クラウドファンディングに精通した専門家や過去のプロジェクト成功者等を講師としたセミナー及び相談会を下記のとおり実施すること。

なお、当該セミナー及び相談会には、支援事業の採択者（6者）のほか、支援事業に応募し不採択となった者（最大18者）も参加することを想定している。

① オンラインセミナー

- ・実施回数：3回以上
- ・実施内容：クラウドファンディング初心者が、段階的、体系的にクラウドファンディングの概要を理解し、プロジェクト成功のための手法を習得することができるものとする。
- ・実施方法：オンラインとし、委託期間においてはアーカイブ視聴可能な環境とすること。

② 相談会

- ・実施回数：1回以上
- ・実施内容：オンラインセミナーの受講者に対して実施するもので、疑問点の解消やプロジェクト成功のための新たな知見獲得につながるものとする。
- ・実施場所：愛媛県内

(3) 情報発信

事業者のプロジェクト成功につなげるため、支援事業及び事業者プロジェクトの認知拡大や資金調達に寄与する情報発信を下記のとおり実施すること。

① 特設ページの開設

クラウドファンディングのプラットフォーム内に、事業者プロジェクトを集約した支援事業の特設ページの開設。

なお、当該ページ内には、支援事業の趣旨や事業者プロジェクトを紹介するとともに、事業者のプロジェクトページとの紐づけを行うこと。

② 広告配信

クラウドファンディングのプラットフォームの会員に対し、特設ページ及び事業者のプロジェクトページのアクセス数及び訴求力を向上させるための広告配信を実施すること。

(4) 独自提案事項【任意】

上記(1)～(3)の必須提案事項と連動し、前述「4 事業の目的」に沿った本業務の効果を高めると考えられる独自提案事項がある場合は、企画提案すること。ただし、実施に要する経費は、必須提案事項に要する経費と併せて、委託料の上限の範囲内とする。

6 総括責任者

受託者は、本業務の実施にあたり、十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

7 再委託の可否

- ・ 受託者は委託業務遂行において、一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で協議会が必要と認めるときは、契約業務の一部を他者に再委託することができるものとする。
- ・ 再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

8 守秘義務及び個人情報の取扱い

- ・ 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- ・ 再委託範囲に個人情報の取り扱いが含まれるときは、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保すること。

9 著作権等の取扱い

- ・ 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、協議会に帰属する。
- ・ 成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行う。
- ・ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応する。

10 提出書類等

受託者は委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類・成果物等を提出しなければならない。

(1) 契約締結時に速やかに提出するもの

- ・ 事業計画書及び実施工程表 紙1部
- ・ その他協議会が業務の確認に必要と認める書類

(2) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ・ 実績報告書：紙1部（カラー）及び電子データ（電磁的記録媒体は任意）
- ・ その他協議会が業務の確認に必要と認める書類及び写真等

※電磁的記録媒体の購入費用は委託料に含める。

11 その他

- ・ 受託者は、本業務の実施に当たり、愛媛県会計規則、愛媛県個人情報保護条例その他関係法令・条例等を順守しなければならない。
- ・ 契約や支払いに関する書類など本業務の関係資料を業務完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管すること。
- ・ 協議会は、必要に応じ、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、報告を求めることができる。
- ・ 受託者は、制作を進める過程において内容やスケジュールを委託者と十分に協議の上、作業を進めるものとし、作業の進捗状況について、随時、報告すること。また、複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。
- ・ 本業務遂行中に受託者が県若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに協議会にその状況及び内容を書面により報告し、全て受託者の責任において処理解決するものとし、協議会は一切の責任を負わないものとする。
- ・ 本仕様書に記載のない事項については、その都度、委託者と受託者が協議して決定する。